

看護小規模多機能型居宅介護事業所事業計画 選定基準(令和4年度募集・旭区小高町)

	基準項目	配点	評価点	評点
I 設置主体の評価	1 代表者の経験及び適格性 代表者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有すること。	5	ア 代表者資格	0-1
			イ 経営経験	0-2
			ウ 介護経験	0-2
	2 管理者の経験及び適格性 管理者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識と経験等を有する者であること。	7	ア 管理者資格	0-1
			イ 管理者経験	0-3
			ウ 管理者の属性	0-2
			エ 管理者の後任	0-1
	3 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。	33	ア 実績の有無	0-2
			イ 実績の種別	0-5
			ウ 地域の実績	0-2
エ 登録人数			0-8	
オ 看護職員配置加算(小規模)			0-3	
カ 看取り連携体制加算等			0-1	
キ 看護体制強化加算(看護小規模)			0-2	
ク 人員基準欠如減算			0-5	
ケ 廃止実績	0-5			
4 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監督及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。	20	ア 監査・指導状況	0-10 (不可あり)	
		イ 介護報酬返還状況	0-10	
5 経営状況 法人は、経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。	20	ア 当座比率	0-5	
		イ 純資産	0-5	
		ウ 決算状況	0-10	
		エ 経営状況総合判断	可/不可	
小計		85		
II 事業計画の評価	1 事業所運営の基本的考え方 事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。	18	ア 実現性・理解	0-9
			イ 利用者確保	0-6
			ウ ヒアリング対応	0-3
	2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営資金について、その調達方法など資金計画が確実であること。また借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っていること。	8	ア 資金計画	0-4
			イ 自己資金の比率	0-4
	3 土地建物の確保 確実に、土地建物を確保(所有又は賃借)し、良好なサービスを安定かつ継続的に行えること。関係者との未調整等により、事業遂行に支障が生じる恐れがないこと。	5	ア 権利関係	0-5
	4 立地条件 立地は、利用者や運営の観点から、環境、防災、交通利便性等が考慮されていること。	12	ア 駐車場	0-2
			イ 土砂災害	0-5
			ウ 内水	0-5
	5 近隣説明と地域・医療連携 隣接住民、町内会等に対し、事業所開所に向けて必要な調整が図られ、地域住民や様々な地域資源との連携ができる見通しが立っていること。	12	ア 地域連携(地域住民)	0-6
イ 地域連携(医療・介護資源)			0-6	

看護小規模多機能型居宅介護事業所事業計画 選定基準(令和4年度募集・旭区小高町)

	基準項目	配点	評価点	評点	
II 事業計画の評価	6 安全で快適な空間づくり 当該介護保険事業者指定基準上の設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっていること。	31	ア 全体	0-5 (不可あり)	
			基準設備	イ 宿泊室	0-5
				ウ 台所	0-2
				エ 衛生設備	0-2
				オ 脱衣室	0-2
				カ 脱衣室(トイレ)	0-2
				その他の設備	キ 収納
			ク 相談室		0-2
			ケ 職員用スペース		0-2
			コ 区画・動線	0-5	
			サ 送迎	0-2	
小計		86			
III その他	事業所の特殊性等から審査会が必要と認めた項目	60	ア 地震	0-3	
			災害時等の対応	イ 火災	0-3
				ウ 土砂災害	0-3
				エ 洪水	0-3
				オ 内水	0-3
				カ 防犯	0-3
				キ 感染症	0-3
				ク 離職率	0-8
			ケ 資格所持者割合	0-4	
			コ 人材確保計画	0-9	
			サ 人材育成計画	0-6	
			シ 人材定着の取組	0-6	
			ス 料金	0-6	
			セ 審議事項	可／不可	
ソ 基準違反	可／不可				
小計		60			

合計	231
合格点	146

【附則】  
 ○各項目の評価は、法人が提出した事業計画書、現地調査、ヒアリング及び設置予定区の意見等を踏まえ、総合的に行う。  
 また、各項目の評価の合計点に関わらず、事業所の設置が見込めない時は、これを選定対象としない。  
 ○「通所系サービス」は、デイサービス、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護事業所  
 「居住・宿泊系サービス」は、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、  
 特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護  
 「訪問系サービス」は、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護とする。